

「重要なお知らせ」 特別定額給付金(仮称)給付事業について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環とした特別定額給付金(仮称)一人100,000円の給付事業が実施されます。

<事業概要>

1. 令和2年4月27日現在において、住民基本台帳に記録されている者を給付対象者とする。その者の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する。
2. 申請は、世帯主が、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン(マイナンバーカード所持者が利用可能)により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施。
3. 受付開始日及び給付開始日は市区町村において決定され、申請期限は郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。
※上記は現時点における検討状況であり、今後の検討によって変更もありえます。
※本給付金の実施に当たっては、令和2年度補正予算案の成立が前提となります。

なお、本給付金は、住民基本台帳に記録された国内在住の外国人も対象となります。

この他に、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた学生等や保護者が活用しうる制度として、高等教育の修学支援新制度や、日本学生支援機構の貸与型奨学金等があります。

これら以外にも、例えば、厚生労働省の実施している緊急小口資金貸付なども想定されるところです。

また、雇用に係る支援として、厚生労働省の雇用調整助成金において、学生アルバイトを含む非正規雇用も対象とする特例措置を講じています。

・特別定額給付金(仮称)事業(案)の概要

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html?fbclid=IwAR2_Yjv0VKT-YMHG7Rrha3MmhqXbMzZ3R1V7FtYVVdMvQZzp0IHutJYcIUA)

「注意」

給付金を装った詐欺等の発生が想定されます。市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありませんので注意してください。

・特別定額給付金詐欺被害防止ポスター

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000684021.pdf)